

「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所審事業所の支援の提供について」

別紙

1 (4) の具体例について

利用人数	通常必要な人員配置			今回緩和した人員配置の組み合わせ								
	職種	配置要件		例 1		例 2		例 3				
5名までの場合	管理者	管理業務に支障のない範囲で他の職務と兼務可	A	管理者（児童発達支援管理責任者兼務）	○直接支援の員数としてカウント可 ○児童のいる時間帯での配置で可	A	管理者（直接支援員と兼務）		A	管理者（直接支援員と兼務）		
	児童発達支援管理責任者	常勤・専従	B	児童発達支援管理責任者		A	児童発達支援管理責任者	○直接支援の員数としてカウント可 ○児童のいる時間帯での配置で可	B	児童発達支援管理責任者		
	児童指導員又は保育士	うち1名は常勤	C	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	児童のいる時間帯での配置で可	B	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者		A	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	児童のいる時間帯での配置で可	A
	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者		D							児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者		B
	管理者が他の職務を兼務した場合、最小で3名の配置			最小で2名の配置			最小で2名の配置			最小で2名の配置		
10名までの場合	管理者	管理業務に支障のない範囲で他の職務と兼務可	A	管理者（児童発達支援管理責任者兼務）	○児童のいる時間帯での配置で可 ○直接支援に入った場合、加配の人員としてカウント可	A	管理者（直接支援員と兼務）	○児童のいる時間帯での配置で可 ○直接支援に入った場合、加配の人員としてカウント可	A	管理者（直接支援員と兼務）		
	児童発達支援管理責任者	常勤・専従	B	児童発達支援管理責任者		A	児童発達支援管理責任者		B	児童発達支援管理責任者		
	児童指導員又は保育士	うち1名は常勤	C	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	児童のいる時間帯での配置で可	B	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	児童のいる時間帯での配置で可	C	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	児童のいる時間帯での配置で可	A
	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者		D	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者		C	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者		A	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者		B
	管理者が他の職務を兼務した場合、最小で3名の配置			管理者が他の職務を兼務した場合、最小で3名の配置			管理者が他の職務を兼務した場合、最小で3名の配置			最小で2名の配置 (※この場合に児童指導員等加配加算を算定する場合は、加えての人員配置が必要。)		

⇒ ○児童発達支援管理責任者の専従要件は欠かないものとみなす

⇒ ○1名以上は児童指導員又は保育士である必要があるが、障害福祉サービス経験者でも満たすものとみなす
○常勤の勤務すべき時間数の勤務がされていないと、人員欠如減算の対象としない

⇒ ○児童発達支援管理責任者の専従要件は欠かないものとみなす

⇒ ○1名以上は児童指導員又は保育士である必要があるが、障害福祉サービス経験者でも満たすものとみなす
○常勤の勤務すべき時間数の勤務がされていないと、人員欠如減算の対象としない